

# 市立園所における災害時の措置

川西市教育委員会  
令和5年4月改訂版

## 気象警報発表時

(1) 登園所以前 川西市に**警報(暴風,大雨,洪水,大雪,暴風雪)**発表中

ア 当日の保育の必要がある

安全に気を付けて**登園所**

9時30分の時点で登園所していない子どもは当日の登園所はないとみなしますので、連絡は不要です。

イ 自宅での保育が可能

午前9時までに **警報解除**

**通常の保育**を行います

9時30分の時点で登園所していない子どもは当日の登園所はないとみなしますので、連絡は不要です。

午前9時 **警報発表中**

**自宅で保育**

(2) 登園所後 **警報発表**

状況に応じて「**降園所**」または「**園所で待機**」することを、園所から連絡します。

## 特別警報発表時

(1) 登園所以前 川西市に**特別警報(暴風,大雨,大雪,暴風雪)**発表中

**臨時休業**

(2) 登園所後 **特別警報発表**

状況に応じて「**降園所**」または「**園所で待機**」することを、園所から連絡します。

**地震発生時** 川西市で**震度5弱以上**のゆれを観測したとき

(1) 前日の午後4時45分～当日登園所する前

**臨時休業**

(2) 登園所後

**臨時休業**

できるだけ速やかにお迎えをお願いします。事前登録者へ引き渡します。

翌日以降、園所を再開できない場合は、ミマモルメによる一斉メール配信、ホームページ等によりお知らせします。

(被害等なければ、翌日より、通常通りとなります。)

震度5弱未満のゆれを観測した場合も、園舎等の安全が確保できない場合は保育が実施できない場合があります。